

調達要求番号：6NM51A00018

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書				
物品番号		仕 様 書 番 号		
吸収式空調機保守点検役務		第 1 4 号		
		防衛大臣承認	令 和	年 月 日
		作 成	令 和 8 年	4 月 9 日
		変 更	令 和	年 月 日
		作成部隊等名	霞 目 駐 屯 地 業 務 隊 管 理 科	

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊霞目駐屯地において実施する「吸収式空調機保守点検役務」について適用する。

2 役務概要

霞目駐屯地内吸収式空調機の定期点検を実施する。

3 実施場所

宮城県仙台市若林区霞目 1－1－1 陸上自衛隊霞目駐屯地 No. 1 3 3 建物、No. 1 3 9 建物
(詳細は別紙第 1 による)

4 共通事項

本役務は本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」令和 5 年度版及びメーカー仕様書等による。

5 一般事項

- (1) 仕様書の疑義は、監督官の指示による。また、特に指示がない場合であっても技術上当然なすべき事項は積極的に実施する。
- (2) 軽微な仕様変更による、契約金額の増減は行わない。
- (3) 本作業履行に必要な資器材及び材料は、全て請負者が準備する。
- (4) 請負者は契約締結後、速やかに着手届及び作業工程表を作成し、監督官の承認を受け、着手する。
- (5) 請負者は、着手前に現場代理人を選出し、所定の様式による通知書を監督官に提出する。
- (6) 請負者は下請負者を雇用する場合、下請負者設定等通知書を作成し、監督官に提出する。
- (7) 請負者は原則として作業期間中、所定の様式による作業日報を、作業日の翌 1 2 0 0 までに監督官に提出する。
- (8) 各作業毎着手前・中・完了後、隠蔽される箇所、主要な進行段階の状況等、その他監督官の指示する場所を撮影し、写真台帳へまとめ提出する。
- (9) 電力及び水道を使用する場合は、部隊の規則に基づき契約担当官と契約を行い、請負者の負担において配管、配線及びメーターの取付を実施し、監督官の確認を得た後に使用する。なお料金は請負者の負担とする。
- (10) 作業は平日 0 8 1 5 ～ 1 7 0 0 の間を基本とし、それ以外の時間に作業を要する場合は、前日の 1 2 0 0 までに残業届を提出し、承認を受ける。
- (11) 作業実施時に発生した発生材は、監督官の指示する場所に搬入し、発生材調書とともに官側へ引き渡すものとする。
- (12) 作業完了の際は、所定の様式による完了届を提出し、検査官の完了検査を受ける。なお、不合格の場合は速やかに手直しを行い、再検査を受ける。
- (13) 防災に関しては万全の対策を講じ、常に注意を怠らないようにするほか、事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告する。

- (14) 作業実施箇所及び許可された場所以外への立入は禁止とする。また、作業実施中に施設等に損害を与えた場合は、速やかに監督官へ報告するとともに、請負者の責任において復旧する。
- (15) 本役務期間中に不良箇所及び修理を要する箇所が発見された場合は見積書を作成し、監督官へ報告するものとする。

6 特記事項

- (1) 各点検は、次に示す日までに完了させるものとし、細部日程については監督官と協議し決定する。なお、役務報告書類は、履行期限内に提出すること。

ア 吸収式冷凍機・吸収式冷温水機

- (ア) 冷房シーズンイン点検：令和8年 6月 5日（金）
- (イ) 冷房シーズンオン点検：令和8年 8月31日（月）
- (ウ) 冷房シーズンオフ点検：令和8年10月30日（金）
- (エ) 暖房シーズンイン点検：令和8年11月30日（月）
- (オ) 暖房シーズンオン点検：令和9年 2月26日（金）

イ 冷却塔

- (ア) 冷房シーズンイン点検：令和8年 6月 5日（金）
- (イ) 冷房シーズンオン点検：令和8年7月、8月、9月の毎月末日
- (ウ) 冷房シーズンオフ点検：令和8年10月30日（金）

- (2) 冷暖房の運転予定日は以下のとおりとする。

ア 冷房：令和8年 6月 8日（月）～令和8年9月30日（水）

イ 暖房：令和8年12月 1日（火）～令和9年3月31日（水）

- (3) 点検項目、点検内容、点検時期及び回数

ア 吸収式冷凍機は「保全業務共通仕様書 4.3.4 吸収冷凍機」によるものとし、冷房シーズンオフ時に設備への窒素ガス封入作業及び防錆剤封入作業を実施すること。また、年2回の冷温水弁類切替作業を実施する。

イ 吸収式冷温水機は「保全業務共通仕様書 4.3.5 吸収冷温水機 表(B)小型吸収冷温水機ユニット」による。

ウ 冷却塔は「保全業務共通仕様書 4.3.9 冷却塔」によるほか内外部清掃を実施の上、m消毒を実施するものとする。

エ 空調機用ポンプは「保全業務共通仕様書 4.4.7 ポンプ」によるものとし、周期Ⅰを適用する。

オ 吸収式冷凍機及び冷却塔の水質管理は「保全業務共通仕様書 4.7.1 空調機器用水」によるものとし、該当項目は1. b. ①②③④⑤とし、レジオネラ検査は本役務に含まない。

- (4) 保守の範囲

ア 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃

イ 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整

ウ ボルト、ねじ等でゆるみがある場合の増し締め

エ 次に示す消耗品部品の交換又は補充

- (ア) 潤滑油、グリス、充填油等
- (イ) ランプ類、ヒューズ類
- (ウ) パッキン、ガスケット、Oリング類
- (エ) 清製水

オ 接触部分、回転部分等への注油

カ 軽微な損傷がある部分の補修

キ 塗装（タッチペイント）

ク その他これらに類する軽微な変更

(5) 試運転

請負者は点検及び冷房・暖房の切替が終了した段階において、監督官立会のもと試運転を実施する。

(6) 瑕疵

本役務後、1年間の不具合は瑕疵として請負者の責任において解消するものとする。

(7) 提出書類

提出書類は別紙第2による。